

三宅村 議会だより

第 5 号

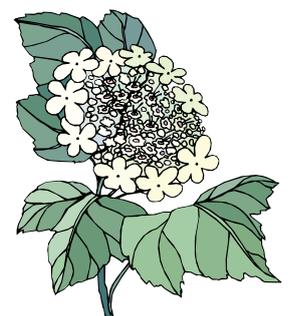
2013.04.27



写真：三宅小学校入学式

目 次

平成25年度第 1 回定例会で審議された議案	2
平成25年度第 1 回定例会 議決結果	4
村政を問う（一般質問）	5
ライブ三宅	12



平成25年第1回定例会

(会期：3月12日～29日)で

審議された議案

条例15件、予算18件、その他議案4件が審議され、いずれも原案のとおり可決・同意しました。

議案第1号

三宅村営住宅等整備基準条例

議案第2号

三宅村道における道路構造の技術的基準に関する条例

議案第3号

三宅村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号

三宅村簡易水道事業条例の一部を改正する条例
地域の自主性及び自立性を高め、改革の推進を図るための関係法律の改正に伴い条例の制定及び一部改正を行いました。

議案第5号

三宅村職員の再任用に関する条例

議案第6号

三宅村職員の育児休業等に関する条例

議案第7号

三宅村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
地方公務員法等の改正に伴い条例の制定及び一部改正を行いました。

議案第8号

平成24年度三宅村一般会計補正予算(第9号)
主な内容は、交流拠点施設整備事業・後継者育成・三宅造林被害対策事業等が補正されました。また、特別会計においては平成24年度三宅村民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算他5会計の補正を行いました。なお、審議さ

れた議案は左記のとおりとなります。

議案第9号

平成24年度三宅村民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第3号)

議案第10号

平成24年度三宅村民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計補正予算(第4号)

議案第11号

平成24年度三宅村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)

議案第12号

平成24年度三宅村簡易水道特別会計補正予算(第3号)

議案第13号

平成24年度三宅村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第14号

平成24年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算(第1号)

平成25年度各会計当初予算が可決される

三宅村では昨年12月に平成24年度を初年度とする今後10年間の島づくりの指針となる第5次三宅村総合計画を策定しました。本計画の基本理念を「火山とともに生きる、新たな島づくり」とし、10年後の将来像を「あなた(ワレ)が笑顔で暮らす島」と位置づけ、「島に誇りと愛着をもつ人づくり、島の文化と発信する生きがいづくり、支えあいコミュニティづくり、快適な暮らしづくり、災害に強い島づくり、自然と共生した産業基盤づくり、島づくりの推進のために」を基本的な柱として、山積する課題の解決を図るべく、平成25年度の当初予算が計上されました。各会計の概要については左記のとおりとなります。

議案第15号

平成25年度三宅村一般会計予算
一般会計の当初予算総額は39億7554万6000円で前年度より6億8846万2000円の増額となりました。また主な内容としては、坪田多目的施設整備事業(仮称)・火葬場施設改修工事・三宅中学校グラウンド駐車場

議案第16号

整備事業や三宅島で開催される東京国体事業の費用や生活環境の整備などを行うための予算が計上されました。

平成25年度三宅村民健康保険(事業勘定)特別会計予算

国民健康保険(事業勘定)特別会計の当初予算総額は4億4147万9000円で前年度より3947万円の増額となりました。また、財源の一部を補つために一般会計から昨年と同額の3325万8000円の繰り入れをして、国民健康保険加入者に対して療養給付などを行うための予算が計上されました。

議案第17号

平成25年度三宅村民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計予算
国民健康保険(直営施設勘定)特別会計の当初予算総額は39億9999万1000円で前年度より1億735万5000円の増額となりました。また、一般会計より1億2997万8000円の繰り入れをして、人工透析事業などを行うための予算が計上されました。

議案第18号

平成25年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（介護保険（保険事業勘定）特別会計の当初予算総額は3億2240万2000円で前年度より498万3000円の増額となりました。財源は、被保険者（40歳以上）の介護保険料と財源の一部を補うために一般会計から5675万1000円の繰り入れをして、介護サービス（介護保険福祉施設サービス・訪問介護等）などを行うための予算が計上されました。

議案第19号

平成25年度三宅村簡易水道特別会計予算
簡易水道特別会計の当初予算総額は1億9025万5000円で前年度より4405万9000円の増額となりました。また、財源の一部を補うために一般会計から7022万3000円の繰り入れをして、生活飲料水の品質向上を図るため「茅場上水場」の膜ろ交換などを行うための予算が計上されました。

議案第20号

平成25年度三宅村後期高齢者医療特別会計予算
後期高齢者医療特別会計の

当初予算総額は8127万5000円で前年度より537万2000円の減額となりました。東京都後期高齢者医療広域連合が運営を行い、村としては昨年に引き続き高齢者（75歳以上）の方々を対象に健康診断の実施や保険料徴収・各種窓口業務などを行うための予算が計上されました。

議案第21号

平成25年度三宅村旅客自動車運送事業会計予算
旅客自動車運送事業会計の

予算総額は1億5207万7000円の計上となり、収益事業の財源を補うために一般会計から250万円の補助を受けて、島内利用者の運送事業や児童生徒の通学用スクールバスの運行・航空業務の受託事業などを行うための予算が計上されました。

議案第22号

都用地（児童厚生施設用地）
神着地区内の児童公園用地

（東京都）を東京都より取得するための、議案が提出され可決されました。

議案第23号

伊豆海岸線、他5路線の区域変更について

村道伊豆海岸線他5路線の道路面積等が変更されました。

議案第24号

三宅村ふるさと体験ビレッジ施設「ふるさと味覚館」の指定管理者の指定について
ふるさと味覚館の経営する指定管理者が決定し、契約期間は平成25年4月1日から3年間となりました。

議案第25号

三宅村組織条例の一部を改正する条例
三宅村組織の効率化を図るため、総務課・財政課・村民生活課・観光産業課・地域整備課の5課体制となり、従来

の税務課は財政課税務係と課名変更されました。

議案第26号

三宅村社会体育施設設置条例の一部を改正する条例

議案第27号

三宅村レクリエーションセンター設置条例
坪田体育館の名称を変更し、クライミング・室内スポーツ及び各種レクリエーションの普及復興に寄与するとともに、利用者の心身の健全化

と観光振興を図ることを目的とした施設の設置条例が制定されました。

議案第28号

三宅村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第29号

三宅村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議案第30号

三宅村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第31号

三宅村障害者程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

議案第32号

平成24年度三宅村一般会計補正予算（第10号）

議案第33号

平成24年度三宅村国民健康

保険（事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

議案第34号

平成24年度三宅村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第35号

平成24年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算（第2号）

発議第1号

三宅村議会委員会条例の一部を改正する条例
三宅村組織条例の一部改正に伴い、各常任委員会の所管する課名を変更しました。

同意第1号

三宅村副村長の選任につき同意を求めることについて
池山秀利前副村長の後任に内田峰夫新副村長が選任同意されました。



三宅村議会だより

平成25年第1回定例会 議決結果

議案番号	議案名	議決結果							
		長谷川一也	彦坂明伸	上松幸男	平川大作	長谷川崇	谷寿文	浅沼徳広	平野辰昇
議案第1号	三宅村営住宅等整備基準条例								
議案第2号	三宅村道における道路構造の技術的基準に関する条例								
議案第3号	三宅村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例								
議案第4号	三宅村簡易水道事業条例の一部を改正する条例								
議案第5号	三宅村職員の再任用に関する条例								
議案第6号	三宅村職員の育児休業等に関する条例								
議案第7号	三宅村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例								
議案第8号	平成24年度三宅村一般会計補正予算（第9号）								
議案第9号	平成24年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第3号）								
議案第10号	平成24年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計補正予算（第4号）								
議案第11号	平成24年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）								
議案第12号	平成24年度三宅村簡易水道特別会計補正予算（第3号）								
議案第13号	平成24年度三宅村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）								
議案第14号	平成24年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）								
議案第15号	平成25年度三宅村一般会計予算								
議案第16号	平成25年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計予算								
議案第17号	平成25年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計予算								
議案第18号	平成25年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算								
議案第19号	平成25年度三宅村簡易水道特別会計予算								
議案第20号	平成25年度三宅村後期高齢者医療特別会計予算								
議案第21号	平成25年度三宅村旅客自動車運送事業会計予算								
議案第22号	都有地（児童厚生施設用地）財産の取得について								
議案第23号	伊豆海岸線、他5路線の区域変更について								
議案第24号	三宅村ふるさと体験ビレッジ施設「ふるさと味覚館」の指定管理者の指定について								
議案第25号	三宅村組織条例の一部を改正する条例								
議案第26号	三宅村社会体育施設設置条例の一部を改正する条例								
議案第27号	三宅村レクリエーションセンター設置条例								
議案第28号	三宅村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例								
議案第29号	三宅村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例								
議案第30号	三宅村国民健康保険条例の一部を改正する条例								
議案第31号	三宅村障害者程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例								
議案第32号	平成24年度三宅村一般会計補正予算（第10号）								
議案第33号	平成24年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第4号）								
議案第34号	平成24年度三宅村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）								
議案第35号	平成24年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算（第2号）								
発議第1号	三宅村議会委員会条例の一部を改正する条例								
同意第1号	三宅村副村長の選任につき同意を求めることについて								

村政を問う

六名の議員が
一般質問

浅沼 徳広
議員



問 衆議院予算委員会での石原前都知事の発言について

先の衆議院予算委員会での石原前都知事の発言で、速記録によると「三宅島の地ならしをした」と発言しています。実際どのような接触があったのかお知らせください。また、村長のNLPに対する考え方を伺います。

答 村長

NLPに関しての接触は一切ございません。また、三宅島がどのような状況下にあってもNLPは到底受け入れられないものではありません。

問 今秋行われる国体トライアスロンについて

今年の秋に行われる国体のトライアスロン大会について、残すところ半年余りとなりました。北海道から沖縄まで、全国から大会関係者が三宅島に来ます。受け入れる側の態勢はどうなっているでしょうか。

昨年9月の定例会議でも質問していますが、三宅島を宣伝するには千載一遇のチャンスです。どうか知恵を振り絞っていただき、来島者に「ああ、三宅島って良い所だな、また来てみたいな」と言わせるようなもてなしと歓迎の仕方をぜひ考えて実施してほしいものです。

答 教育長

今年にはデモンストレーション行事として、まずフィッシングを7月6日に実施し、その後、10月5日のトライアスロン競技を迎えます。既に競技主幹である全日本磯釣り連盟ならびに東京都トライアスロン連合はじめ関係機関との協議を進めているところです。また、スポーツ祭東京2013のマスケットキヤラクターのユリートを機会あるごとにさまざまなイベントに参加させ、機運の醸成に取り組んでいるところです。競技はもちろんです。選手への応援や来会者のもてなしについても村民の皆さまのご協力が不可欠であります。役場の中では職員で構成する実施本部を設置する準備を進めているところです。また、昨年国体を開催した岐阜県等を参考に、小中学生を

中心に47都道府県それぞれの応援のぼりの作成や、三宅高校の生徒のボランティア活動として参加等の計画も進めているところです。新年度早々に実行委員会を開催いたしまして関係する皆さまのご意見ご提言をいただき、関係機関をはじめ、各地区自治会へも協力をお願いして、もてなし方法、あるいは動員の方法を充実していきます。議員のおっしゃるとおり三宅島の魅力を全国に宣伝するまたとない機会である。このトライアスロンが成功裡に終わるように取り組んでいきたいと思っております。

上松 幸男
議員



問 港湾整備について

離島にとって交通アクセス、特に定期船の接岸が島の生命線です。島の特産物を生産しても、安定的に供給しなければ産業も成り立たず、接岸できない日が続けば島民生活にも重大な支障を来します。三池港の帰島前と帰島後の就航率の状況を伺います。

答 村長

帰島前は伊ヶ谷港が整備されていなかったこともあり、風の方向によって錆ヶ浜港、

三池港への接岸となっていました。帰島後は伊ヶ谷港が整備され、天候により両港が利用できない場合、伊ヶ谷港への接岸が以前より高くなっているため三池港の接岸は少なくなっています。

再

三池港は唯一の商港として島の経済を支える重要な港です。昨年、「三池港を全天候型の港にすべきだ」と質問しましたが、その後の都への働き掛けについて村の取り組みを伺います。

答 村長

都の整備計画では、現在の防波堤を更に100m延長する工事を平成32年までに実施するほか、平成25年には防波堤の手前の添え波対策として、消波ブロックを設置し、港内の静穏度を高めるための工事が実施されると聞いています。これら一連の事業の完了により、安定して接岸できる港になると言われています。

再

三池港の整備については、住民説明会などを設け、今後の方針を地域住民に説明するとともに、住民の意見も聞くなど、行政と住民が一体となつて整備を促進してはどうでしょうか。

答 村長

毎年度、三宅支庁の事業説明会が開催されているので、この機会を活用してほしい。

問 坪田高濃度地区の継続滞在事業実施に伴う規制の緩和について

高濃度地区は条例改正により住民の通年滞在が可能となりましたが、規制が解除されないうまま現在に至っています。三池・沖ヶ平地区などの生産活動再開のために、発災時に居住していなかった人については、居住・転入を認める方向で検討するべきではないでしょうか。

答 村長

二酸化硫黄の濃度が低下傾向にあり、今後、さまざまな規制緩和に取組む予定ですので、意見を踏まえ検討していきます。

再

高濃度地区では現在、民宿や商店等の営業「販売を目的とした営業」「自宅の賃貸」などができないため、三池・沖ヶ平地区のほとんどの居住者は、これまでの蓄えや年金を取り崩すなど、厳しい生活を強いられています。生活救済のために規制を解除するべきですが見解を伺います。

答 村長

すぐに撤廃することは困難ですが、火山ガス濃度の低下傾向を考慮しながら、少しずつ規制緩和に取り組んでいきます。

問 村役場庁舎の維持管理について

高濃度地区が解除されれば本庁舎に戻ることもありますが、本庁舎の総点検の実施や維持管理の徹底により修繕経費の節減を図るべきです。現在はどのような管理を行っているのですか。

答 総務課長

本庁舎は平成18年度より防災無線・火山ガス監視の基地局として活用しながら、最小限の維持管理を行っています。

再

25年度における本庁舎の維持管理の計画はどうなっていますか。本庁舎の窓が開いたところを見たことがありませんが、風を通さなければ建物に傷んでしまう。中には重要な書類もあると思いますので、本庁舎の管理についてもしっかりと行っていくべきですがいかがでしょうか。

答 総務課長

25年度の予算的措置はしていませんが、全庁職員あげて各課で書類整理を行い、中を整理していく計画を立てています。必要な書類は保管し、そうでないものは処分し、風通しもできる環境をつくっていききたい。

問

磯釣り場の整備について 噴火後は地盤沈下や高潮により、釣り場へ行く道が崩落するなど、非常に危険な状況になっています。しかも最近

の釣り師は高齢化しており、一刻も早く対策を取るべきですが見解を伺います。

答 観光産業課長

釣り場へ行く道路の整備は原則として利用者が行うものと考えており、村としては公共の道路、農道等の整備を随時行っています。

再

観光協会などの関係者に手伝ってもらおうということではできないでしょうか。

答 観光産業課長

帰島後すぐ、観光協会・漁協を通して釣り場への道の地ならしなどを行った経緯があるので、今後関係機関と調整し、実施していきたいと思えます。

再

釣り場自体も地形の変化で危険になり、使用できなくなった場所が相当あります。島の更なる観光振興を図るため、新しい釣り場の開発を進めるべきです。赤場境から神着方面に向かう場所は絶好の釣り場だったが、噴火による沈下により、現在は釣り場まで行く道がありません。また、新鼻の釣り場へ行くためにも、新漑池の駐車場に車を置き、都道からかなり歩かなければなりません。村から都・国へ働き掛けて、釣り場への道を整備するとともに、新たな釣り場の開発を推進することを求めます。

答 観光産業課長

自然公園法によって、釣り場の開発と整備は難しい状況です。釣り場の中には一部護岸整備または、地域整備の関係で力ギを設けている所もありますので、そういう場所を釣り場として開放してもらおうなど、都と整備を進めて行きたいと思えます。

再

釣り場の救命具が設置から8年を経過し、風雨によって散らばったままになっている所もあります。緊急の場合に即対応できるように、常に点検する必要があるのではないのでしょうか。また、赤い旗を立てるなどして、設置場所が一目で分かるようにするべきと思えますが見解を伺います。

答 観光産業課長

救命具は11カ所設置しており、内5カ所が保管庫を設けており、6カ所は保管庫がない状態です。今後、救命具の定期点検を実施していきまします。設置場所についても分かりやすく目立つ方策を考えていきます。また、ライフジャケットの着用など、自ら安全対策についても、案内していきたいと考えています。

問

大久保浜での地引網の開催について 大久保浜の地引網は、明治大正、昭和の前期には盛んに

行われていました。平成11年と12年には大久保浜で観光協会主催による「観光地引網大会」が開催され、主催者発表で3000人が参加しました。地引網は「見て」「引いて」「つかんで」「食べる」という要素があり、参加型のイベントでもあるため、非常に魅力ある観光資源となると思えます。

再

地引網大会を進展させ、これとリンクして島5地区による地区別「網引き大会」を開催してはどうでしょうか。更に、伊豆諸島や都内23区を含めた大会へと発展させることにより、三宅島のランドマークにもなり、長期滞在型の観光商品になると思えます。村としても観光協会と意見交換し、補助金を出すなど、観光事業の目玉にしてはどうでしょうか。

答 観光産業課長

地引網は漁業権漁業として実施しているもので、平成15年8月までは漁業権として漁業者に免許されていましたが、平成14年の免許更新の際、都からの指導で水揚げ実績がないことから、免許が除外されている。現在、漁協に対し地引網漁業は免許されていない。改正された都漁業調整規則では、都知事の許可漁業ということになっているが、島内には地引網を行う業者はいない。都に確認したところ、観光目的での地引網許

可は出せないとのこと。等々の点から、地引網大会の開催は不可能と考えます。

再

漁協と観光協会が連携して実施するなどの方法はとれないでしょうか。

答 観光産業課長

平成20年の改正で、個人の漁業者に許可する方式に変わったため、個人が計画を立て、都の水産課に申請して許可を得ることになりました。漁協の組合員の中に地引網を業として行うという意思を持った方や、地引網の漁業権を得たいという人が育てば可能性は高くなると思えます。

再

三宅島の観光は噴火口と地引網だと思っているので、検討していただきたい。

答 観光産業課長

地引網はかなりハードルが高いと思いますが、できる方向であればそれに沿って実施していきたい。噴火口についても、随時検討を進めながらよりよい観光ができるよう進めていきたいと思えます。

彦坂 明伸 議員



問 多目的施設について

当施設は都道の改修工事に

伴って撤去された公民館の再建としての施設で、私はこの再建施設においては人づつては聞いていましたが、実際にこの設計図を目にしたのは今年の1月に入ってからです。私は施設の再現に對しましては何ら異議はありませんが、この多目的施設に對し幾つかの点について伺います。この施設の再建にあたっては地域住民の説明会を開いて地域の人の意向や要望を取り入れての施設であると聞いておりますが、これからの主要な公共施設は地域住民の意向や要望を踏まえての手法を取って行くのか伺います。

答 村長 このような案件の事業計画については、三宅村総合計画に反映し総合開発委員会の意見を聴取し、総合的な見地からの事業決定をしております。事業実施のためには詳細な住民のニーズをできるだけ取り入れることが望ましいと考えておりますので、今後このような案件については、住民説明会等を行っていきたいと思います。

再 どのような施設を兼ね備えているのか伺います。

答 村長 施設の概要としてはステージを兼ね備えたホール、出張所、調理室、和室、郵政施設

等、さまざまな施設を兼ね備えておりますが、多目的と称する最大の理由は、今までの公民館のように施設利用の制限が大幅に制約されることなく、冠婚葬祭等も可能な施設となることから多目的施設と称しております。

再 島民の施設と聞いておりますがあれだけの集会施設の規模でいいのか伺います。

答 村長 現段階では、あれで一応満たされるであろうと全島民が集まることは考えておりません。コンサート等イベントの際の収容できる人数を計算しております。

再 この施設は一地域に限った施設と解釈していいのか伺います。

答 村長 そういうことはありません。例えば、三宅村コミュニティセンターにしても同じ考えで建設されております。民間である日本郵政の事務所が併設されているのが、建設費の負担はあるのか伺います。

再 当然費用負担はあります。公共施設は当然ながら公費負担なので設備等構造的な面が多少違っても知れませんが、設計委託や起債等の負

担があり床面積を考慮した相応の負担等、適正な金額を負担すべきと考えますが見解を伺います。

答 村長 それに見合う計算を行います。村有地なので土地は非課税であります。このことについてはどのように対処するのか伺います。

再 日本郵政施設に面積に見合う賃借料をいただくことになっております。

再 事務所なので非住宅用地です。それ相応のものなのか伺います。

再 それらを勘案した上で決めて行きたいと思っております。

問 子育て支援事業について子供の育成にあたってはもろもろの支援や助成等ソフト面については必要であると認識しております。しかしながらこれだけでは私は不十分ではないかと考えます。子育てするには社会環境も整備しなくてははいけなかと考えるものです。そこで私は支援や助成に加えて子供たちが自由に遊べ、健全な身体の育成等を図るべき公園施設等のハード面の整備も必要ではないかと考

えます。よって、支援や助成等ソフト面だけを施設方針の中で強調しているが、これに併せてハード面の整備も必要と考えるが見解を伺います。

答 村民生活課長

公園の整備につきましては、これまで火山ガスの影響を考慮して整備を見送ってきた経緯があります。島内には、6カ所の児童遊園と遊び場として利用可能な村有地もございますので、今後も引き続き火山ガスの動向を注視しながら遊具設置等の整備を考えていきたいと思っております。また、今年度購入を予定しております神着の児童公園これについても将来的に多目的に利用できる児童公園として整備が図られるよう計画していきたいと考えています。

再 公園は子供たちの遊び場だけでなく、憩いの場や親同志や人と人との交流の場でもあります。子供の育成とよりよい地域環境をつくる意味でも必要と考えるが再度見解を伺います。

答 村民生活課長

子育てに係る屋外の施設については、子育てには大変重要な施設であると認識しておりますので、今後火山ガスの傾向を見ながら計画的に整備が進められればと考えています。

問 農業用水事業について園芸農家にとつて農業用水の確保は重要かつ不可欠なものであります。一日も早い復旧を図るべきと考えるので今現在の災害復旧工事の進捗よく状況と今後の見通しについて伺います。

答 観光産業課長 笠地ストックマネジメント事業を実施しております、笠地貯水池のダム復旧、第1減圧水槽までのパイプラインについては、平成23年度に完了しております。今年度は第1減圧水槽から第2減圧水槽までの間、それと農道力ヤバ線の一部と薄木線の一部の配管を入れ替えております。今後は平成27年度までの3力年で全ての配管の入れ替えを計画しております。また、現時点でまだ入れ替えていない古い管の応急処置を行うのですが、使える管は利用して受益者まで給水はされており使用されております。しかしながら、配管が老朽化しており、その都度、処置を施しておりますが、受益者と調整を図って計画的に進めて行きたいと考えています。

再 工事の遅延については、

答 観光産業課長 パイプラインについては計

画通り進んでおります。

再 園芸農水の実状や実態を踏まえ、農家の立場となつて早い復旧を考慮してもらいたい。

答 観光産業課長
農家の皆さまに不便をかけないよう計画通り進めていきたいと考えています。

問 ダニ問題の対応について

中国の大気汚染の問題が話題になってきているが、一方、最近ダニの感染症で山口県等5件の死亡事例が報告されており、なお数名の疑惑を掛けられた人が存在しています。今までは隣の中国での発症事例があるものの、わが国においては、当該ダニの存在はありましたが、これによる感染に関する事例はありませんでした。この感染はSFTSと呼ばれる新しいウイルスで、これの治療薬や予防ワクチンは開発されていません。また、このダニは春先から秋にかけて活動することから、

今現在、九州、四国、中国地方の西日本での出来事で、「対岸の火事」とも思われているが、いつ東日本にも影響が及ぶとも限りませんので、この対応については事前に凶る必要があると考えます。そこで当該ダニに関する資料、予防や対処等について注意喚起させる必要があるのではないかと

と考えるが見解を伺います。

答 村民生活課長

ダニが媒介する感染症への対応につきましては、予防薬やワクチンがないとのことですので大変憂慮すべき問題だと認識しております。本島におきまして、これからダニの活動は活発になる時期に入りますので、関係機関から今後出される情報等に注意しつつ、島しょ保健所、三宅出張所や中央診療所をはじめ関係機関からも助言をいただきながら注意喚起を図っていきたいと考えています。

再 各関係機関と連携を図り、情報等を把握して島民に被害が及ばないよう対処していただきたい。

答 村民生活課長

住民の皆さまに注意喚起を図つて、この対応を個人個人が取れるような状況をつくっていきたくと考えています。

問 農地の有効活用について
T P P は全ての関税撤廃を前提としないことが日米の共同声明で合意したことにより、農業の分野ではどうい



長谷川 崇
議員

うか、景観が損なわれるだけでなく、「ゴミ」の不法投棄や、火災発生の原因にもなります。2009年に農地法が改正され、その目的が放棄地の再生・新規就農者に向けた活用など積極的な地域農業の活性化を目指しています。改正農地法・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金・農業経営基盤強化法

農産品を国益として守るのかわを明確にすることが国民の理解を得ることになると思われます。政府は食料自給率を向上させていく政策との整合性として判断すべきであると思えます。ところで農業で生活が成り立つて行く条件として、農地として有効利用されていない耕作放棄地の再生・活用は、島の農業にとつても重要な課題です。耕作放棄地とは、一年以上作付されず、今後も耕作される見通しのない農地です。農地を長く放置すると草木が生い茂り、森林、原野と化してしまいます。三宅の耕作放棄地は帰島以降は増加しております。最も大きな発生要因は農業者の高齢化の進行と後継者の不在、火山ガスの影響等です。ごく小規模の農地で作物を作っている「自給的農家」、営農せずに土地だけを持つ「土地持ち非農家」が増えているのが特徴です。また、このことによる地域の環境にも悪影響が生じます。草木が繁茂することで、

景観が損なわれるだけでなく、「ゴミ」の不法投棄や、火災発生の原因にもなります。2009年に農地法が改正され、その目的が放棄地の再生・新規就農者に向けた活用など積極的な地域農業の活性化を目指しています。改正農地法・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金・農業経営基盤強化法

答 観光産業課長

など、農地対策を促進するだけでなく、村や農業委員会など行政関係組織の支援体制が重要なのです。公的助成の活用を促し、一定の条件を満たせば、草刈りや拔根、土づくりになどに交付金が支給されます。農地の貸し借りを仲介する行政の機能を強化し、土地所有者に信用を与えるのも重要です。農地の権利移動などの相談にきめ細かく応じる必要があるかと思えます。地元雇用を確保するためにも、異業種である建設業などの農業参入も視野に入れた、地域社会の暮らしを守る「コミュニティビジネス」もこれからの耕作放棄地対策の力ギとなるのではないのでしょうか。施策の具体化を望みます。

放棄地の再生・活用についてお答えします。現在、三宅村農業委員会において、放棄地の実態調査を実施中です。村は全体の放棄地を把握してから、再生、活用を検討していく計画です。内容としては、道沿いであるのか、農業用水の状況、土地の相続関係、貸し借りの可否等です。これにより農地利用度の高い所を選定して農地台帳として整理して行きます。このことで規模拡大者や新規就農者に対して、貸し出していく計画です。また、都の事業である「スト

ップ有給農地再生事業」を活用しながら、農地の有効活用を実施していきます。

平川 大作
議員



問 石原慎太郎維新共同代表の三宅島へのNLP発言について

2月12日に開かれた衆議院予算委員会で前都知事の石原慎太郎維新の会共同代表から30年前に島民を二分したNLPを三宅島へという質問がテレビで放映されたのを見て大変驚きました。三宅島にとってNLP問題は本当に不幸な問題でした。島民不在でこのような発言をされることには大変な怒りを感じます。この問題は30年前に三宅島島民はノーという結論を出してしまっています。その選択があったからこそ私たちは三宅島に帰つてこられたのです。村長に対して何らかの働き掛けがあったのか伺います。

答 村長

何ら働き掛けはございません。

再 このことをどう考えるのか。

答 村長

三宅村がどの状況下にあつてもNLPは到底受け入れられるものではありません。大変心強い答弁をいただきました。今後ともその姿勢を堅持していただくことを希望します。

問 高濃度地区について

長引く条例の制限の中、居住者の生活が大変になってきました。いただいた義捐金で食いつないでいるものの、なくなりそうだと言つ人、なくなつて少ない年金で食いつないでいるということで生活保護の相談が来ています。先の見えないことにいら立ちを募らせています。最近では村に財産を買い上げてもらうしかないとか署名を取つて村長と議会に自己責任で条例解除をしてもらつんだと言つ人たちも出てきています。膝を突き合わせた話し合いも必要だと思ひます。高濃度地区の居住者の皆さんのいら立ちを少しでも解消していただくために質問をします。ガスの量、濃度が低くなつたので今後どの時点で解除する方針かお聞きしたい。

答 村長

お気持ちには良くわかりますが、基本的には火山ガス濃度の傾向を見て判断して行きたいと考えております。二酸化硫黄濃度が低下傾向にあり

すが、現段階ではいつと明言できるものではありません。なお、昨年11月に開催した三池、沖ヶ平、住民の懇談会において皆さまからさまざまなご意見をいただいています。現時点で実現可能と思われる事項については今後、専門家会議に意見を求め改善していきたい。

再 問題は取り組む村長の姿勢、解除して行くんだという意思を今後とも継続されて取り組まれていくことを切に希望したい。

答 村長

その意思につきましては堅固なもので、今も立候補したときと変わりはありません。

問 コミュニティーバスについて

高齢者の住民の方によく声を掛けられます。買い物や老人会に行く足を確保して欲しいとのことでした。島は坂道やバスの停留所が遠いので歩くことがままならず、バスの停留所まで行くことが大変です。どうしてもできるか研究していただきたい。高齢者の人たちの足の確保ができないか伺います。

答 観光産業課長

現在、私どもの路線バスを運行している中では現状として運行することは不可能で

す。コミュニティーとして地域の方々の支援や助け合いが第一と考えております。

再 今後は一切、検討しないとということなんでしょうか。

答 観光産業課長

特別な行事に対する運送ということであれば可能かと思ひます。うちの会計の中で貸切という形になります。

再 要求がある以上それを実現させていくのも行政の仕事かなと私は思ひます。継続ということでしょうか。

答 村長

基本的にはそんな形でよいかと思ひます。他にもいろいろ検討して情報を集めて、前向きな方向で検討していく。

問 人材育成について

私は一昨年の秋、海士町の視察に行つてきました。山内町長と一時間近く意見交換し、人と人との交流の大切さを海士町で痛切に感じました。明日を担う後継者を育てることは早急な課題です。三宅村の明日を担う若い人たちの人材育成をどう考えるのか伺います。

答 村長

各産業分野における人づくりは重要な課題であり、少子高齢化が著しく、人口の減少、経済の低迷の大きな要因

となつています。小中学校の体験学習などの地域間交流の強化、また、Uターン、Eターン、Uターン促進を見据えた地域資源を生かした生涯学習の展開、総合開発委員会、村おこし実行委員会、観光プラン策定委員会、第5次三宅村総合計画策定委員会等若年層の行政参加の促進、産業振興対策を通じた後継者の育成、強化など、地域の人材の活用を始めとするさまざまな取り組みを行い、人材育成に努めていきたい。

再 方向性はわかりました。先進地に学ぶことはできませんか。見学に行かれるようなことは考えていませんか。自分の目で見るとまた違った世界が開けていくのではないか。

答 村長

学ぶべき点、真似をしなればいけない点もあります。首長は組長の研修会で先進地へ研修に行きますので、機会を持つておりますので今後勉強していきたい。

再 村長だけではなく、課長クラス級を現地に行つて見てもらうことも私は大事だと思ひます。

答 村長

職員も研修の機会は是非とも必要なので、機会は作つていくような方向で進めて行き

たい。
問 カラスの駆除について
農家の方々もそれなりの対策をされているようですが、追いついていないのが現状です。カラス対策の進捗状況、関係機関との協議結果、今年度の捕獲は可能か伺います。

答 観光産業課長

農作物への被害報告、それに対する駆除の要望等につきまして、支庁、村に要望等は来ておりません。

再 もう少し積極的に取り組んでいただけませんか。

答 観光産業課長

有害鳥獣の捕獲、駆除を行う際には被害者または被害者から依頼を受けたものが支庁に対して有害鳥獣駆除の申請をします。許可を受ける必要があります。原則、狩猟許可免許を所持しているものが許可対象です。カラスの場合は免許を所持していなくても手取り、手持ち網、カラストラップなどを用いた捕獲だけは許可の対象となっています。私有地内での捕獲、巢の撤去に付きましては、土地所有者本人が有害鳥獣駆除の許可を得たうえで自ら行うのが原則となっております。

答 村長

行政が動くのはその手順を

踏んでからになるかと思いきいます。

問 旧坪田中学の活用について

利用を望む村民に貸し出し、村おこしの拠点とすることはできないか。また、今後の方針について伺います。

答 企画財政課長

旧坪田中学校におきましては、平成21年度から開始しております。誘致対策事業が今年度末で終了することになります。その後の利用につきましては、三宅村公共施設利用計画検討委員会あるいは、地元自治会などのご意見を聞きながら施設の有効活用を図っていきたい。

再 住民が待ち望んでいたのはそういう回答だと思います。

問 旧阿古診療所の活用について

遊び場として開放していただけでは子供たちだけでなく、高齢者の方々も日当たりのよい場所なので健康維持のためにもよいと思います。今後、何らかの活用を考えているのか、考えていないのであれば遊び場として開放できないか伺います。

答 中央診療所事務長

現段階では安全管理面から

用地の開放は考えておりません。

再 委員会の決定が出た後、活用の一つとして考えていただければ結構です。

答 村長

三宅村公共施設利用検討委員会ですね。当然検討することになると思います。一つの活用方法もあると言つこと載せて審議するというようなことはお約束できません。

再 その方向でお願いしたい。

長谷川一也
議員



問 離島振興法について

私たち三宅島に住む島民のために、住民要望を予算化できる根拠と足がかりにしていくため、次の点について伺います。

振興計画の策定が市町村レベルで行えるようになったことは島民の意向を十分に反映しながら行政、島民、企業といったそれぞれの役割分担がより強化され、機能的に有効に運営されることを意味し、そのため、島民の自助努力と地方自治体の地域経済強化および拡充がより推進されることとが求められていると認識し

ます。振興計画の作成に当たり島民の意見を反映させる措置は講じているのか伺います。

答 企画財政課長

離島振興計画においては、離島を管轄する都道府県が10年間の離島地域の振興の方向性を示すもので、市町村は都道府県から求められた意見に対し素案を作成し提出することになります。このため三宅村については、昨年、自治会、女性団体、青年団体、Uターン者等にヒアリングを実施し、策定した素案を東京都に提出しております。

再 新たに都市農村共生対流総合対策交付金という新規の事業があります。この取り組みについてどのような

っているのか伺います。

答 企画財政課長

離島振興計画の中のメニューについては、後程答えたいと思いますが、まだ意見を聞いている途中です。国から示された内容に基づき三宅村としてどのような事業が適正なのかを東京都に出して行きたいと思いますが、まだ活性化交付金事業、その他事業のメニューについては具体的に実施の計画を出す状況にはなっていません。

問 東京都はホームページに東京都離島振興計画

(素案)を掲載し、都民に見等の募集を実施しています。が、今後、東京都との協議、島しょ町村との協議等は予定されているのでしょうか。また、計画に対する予算請求等はどのようなスケジュールになっているのか伺います。

答 企画財政課長

既に東京都と島しょ町村とのすり合わせは終了しています。東京都では現在、離島振興計画の素案についてのパブリックコメントの募集を行っております。今後の予算スケジュールについては既存の各省庁の補助事業の他、活性化交付金の財源充当など、詳細等明言はできませんのでご理解をお願いしたいと思っております。今後、メニューが出てきてそれを次のステップでどう展開するかということになるかと思います。

問 観光立島としての対策について

基幹産業である観光業のビジョンが不透明な状況下において、観光産業独自の危機管理体制の整備が喫緊の課題だと考えます。観光が地域に与える経済波及効果、生産波及効果、雇用創出効果は多大なものがあることはご承知の通りです。今年には阿古船客待合所が新たにオープンされ、この4月からジェット船が4船体制となり、来年には大型

客船「橋丸」の就航が予定されております。また、調布飛行場への航空路線開設および計器飛行方式の一部導入に伴う就航率向上の取り組みも着実に前進しており、観光産業の玄関口となる海路、空路は確立されつつあります。三宅島は新たな話題とともに、新たな事業を展開すべく、観光分野はスピーディーな動きが求められています。独自の旅行計画や観光客誘致を行う核となる機関が必要であり、事業展開を行う上で、観光協会の機能強化が必要不可欠と考えます。現在、三宅村から観光協会へ2名出向していますが、観光産業に対する危機管理体制の整備並びに今後の観光協会のあり方をどのように考えているのか見解を伺います。

答 観光産業課長

現在、三宅島に訪れている主な観光客については、避難前同様に釣り、ダイビング、ドルフィン・スвим等の海洋レジャーに加えてバードウォッチングを含めた4つが柱となっています。この4つを柱とするリピーターの確保をはじめ、今後は世界的に類を見ない火山について、新たなメニュー開発と新規観光客の獲得を目指すことが重要と考えています。現在、観光協会において、日本経済再生に向けた緊急経済対策として1月に閣

議決定されたものの中に盛り込まれている官民共同した魅力ある観光地の再建強化事業に、火山島である三宅島をテーマにした新たなツアー企画を作成し心算したところであります。この事業が採択されるとモニターツアーを通じて三宅島の魅力を全国に発信するとともに旅行商品化が図られま

すので期待しているところであります。また、体験学習等の教育旅行の獲得に向けても旅行者者と連携を図りながら動き出しているところであります。観光協会の機能強化については、平成24年7月に一般社団法人化したところであり、来年度には阿古船客待合所の中に事務所を移転することになって

います。なお、村から2名の職員を向向させているので、出向期間中にさまざまな事業を展開していくとともに、今後、減少していくであろう宿泊業に関わる後継者の育成と宿泊事業者のホスピタリティの向上を図り、観光客の皆さまにより満足していただける環境づくりを進めていきたいと思っております。

加傾向にあると想定されま

はありませぬ。次に三宅村の塩素濃度ですが、塩素濃度(残留塩素)は高い所で0.3ミリグラム毎リットル前後と

わたる人格形成において極めて重要であり、家庭の経済状況や成育環境に左右されることなく、全ての子どもにとって、最善の利益となるよう、三宅村においても本法案の成立を契機として、幼児教育、保育の質、量の更なる充実を目指す、子ども子育て支援に係る施策を推進していく必要があると考えますが見解を伺います。

子ども子育て関連3法の成立により、最短で平成27年4月の施行に向けて国が定める基本指針に基づいて、地域の保育需要等を踏まえた子ども子育て支援計画を策定することとなっております。本村において子ども子育ての更なる充実を目指し、村民や子育て中の方、子育て支援に携わっている方などの意見を聞きながら計画の策定や必要な準備を進めて行きたいと考えています。本村では昨年12月より子ども家庭センターを開設し、各種の相談業務にも対応しているところであります。

塩素は強い細胞破壊力があり、アトピーやアレルギーの原因の一つであり、さまざまな発がん性をもつ有機塩素化合物を生成すると聞きます。その中、1カ月家庭で使用するポットを見ると、ものすごい量が蒸発残留物となつて剥がれ落ちポット内に溜まり、この水を飲んでも大丈夫なの

不安になるべく聞きます。三宅村の塩素濃度はどの程度なのか伺います。

現在、飲用水として市販されているペットボトル等の水の検査項目が食品衛生法上20項目程度と聞きませぬ。そのような中、三宅村の水道水が安全第一に考えられ、多くの検査を経て供給されているのか伺います。

子ども子育て関連3法が成立し、子育て環境の更なる充実が市町村で求められています。そこで次の点について伺います。

現状において、保育園は既に児童が多く手狭な状態であると聞きます。三宅村人口統計データによれば、昨年4月現在において0歳から4歳の人口は約100人となつており、今後も児童は増

加傾向にあると想定されま

はありませぬ。次に三宅村の塩素濃度ですが、塩素濃度(残留塩素)は高い所で0.3ミリグラム毎リットル前後と

水道法に基づき上水、吸水性いわゆる蛇口において、毎日塩素濃度の点検を行っています。また、月に1度9品目の検査を実施し、3カ月に一度14品目と併せて毎月2品目を都内に送って検査を行っています。また、原水においては年1度、多い時には48品目ありますが、本年度については大腸菌、嫌気性芽胞菌を含む38品目を都内に送って検査を行っています。トリハロメタンは3カ月に1回検査の項目に入っていますが、水質基準では1ミリグラム毎リットル以下となり、直近の1月に検査を実施した結果、0.004ミリグラム毎リットル未

幼児教育、保育は生涯に

現状において、保育園は既に児童が多く手狭な状態であると聞きます。三宅村人口統計データによれば、昨年4月現在において0歳から4歳の人口は約100人となつており、今後も児童は増

水道法による水質検査も適正に実施し飲料水として問題

の発がん性物質の問題など、水道水の有害性が指摘され、社会的な関心となり、三宅村においても浄水器、ミネラルウォーターが異常な販売増を記録する状況になって

三宅村の安心・安全な村づくりの一環として、水道水の今後のあり方、また、改善対策についてどのように考え



開催日 平成25年3月2日
場所 阿古地区内のコース



レディースラン

ライブ三宅



議員コラム

日ごろより、議員活動にご協力いただきまして有難うございます。一人でも多くの人の声を議会に届けようと努力をしてみました。質問時間60分という時間の制限の中では、今回の7項目が限界です。また、これまで議会だよりの原稿の字数が2000字という制限の中では、皆さんの声を届けたことを紙面上でお知らせできなかったことを心からおわび申し上げます。

今回の議会だよりから、字数3000字になりましたので、少しは多くお知らせできると思います。私も編集員として、彦坂議員、長谷川議員と共に一人でも多くの方に読まれる議会だよりの作成のために全力を尽くしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

三宅村議会

平川 大作

編集委員

平川 大伸
彦坂 明伸
長谷川 一也

議会に対するご意見、ご要望がありましたらお寄せください。

お問合せ先

発行：三宅村議会
住所：東京都三宅島三宅村阿古497番地
電話：04994-5-0956
担当：議会事務局 曾我部・丹

